

## 福岡市認知症フレンドリーセンター事業業務委託 提案競技実施要領

この実施要領は、「福岡市認知症フレンドリーセンター事業業務委託」（以下「本業務委託」という。）に係る契約相手を選定するための企画提案競技（以下「本提案競技」という。）について、留意すべき事項を定めたものである。

本提案競技への参加を希望する事業者は、以下の事項を熟知した上で提案を行うこと。

### 1. 事業及び委託業務の目的

福岡市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまち「認知症フレンドリーシティ」の実現に向け、拠点施設である「認知症フレンドリーセンター」において、認知症の人やその家族、地域や企業の方が気軽に相談・交流できる場の提供、認知症コミュニケーション・ケア技法「ユマニチュード<sup>®</sup>」をはじめとした講座の実施、認知症の人にもやさしい製品・サービスの開発支援、最新の知見等の国内外への情報発信など、産学官民オール福岡で連携し事業を推進している。

本業務は、「認知症フレンドリーセンター」の管理運営業務について広く提案を募り、事業者を選定し、業務を委託するものである。

### 2. 本業務委託の概要

#### (1) 件名

福岡市認知症フレンドリーセンター事業業務委託

#### (2) 発注者

福岡市（福祉局ユマニチュード推進部認知症支援課）

#### (3) 総事業費

64,663,500円（上限金額。消費税及び地方消費税を含む。）

※上限額を超える場合は、失格となる。

※上記金額は提案競技において提示する金額の上限額である。令和8年度当初予算の編成過程で変更になる場合があり、正式には令和8年度予算の議決後に決定するため留意すること。

#### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※本提案競技は本業務委託に関する令和8年度予算案の成立を前提とする。

※契約は単年度であるが、仕様書や提案競技内容等に沿った各年度の業務の履行状況が良好であった場合は、当初契約年度を含めた3年度を限度に、各年度の予算

の範囲内で契約を締結できるものとする。その場合、業務内容については、各年度の実施状況を踏まえて調整する。なお、市の施策変更等により更新を行わない場合があるため留意すること。

- (5) 本業務委託の内容 別紙Ⅰ「業務委託仕様書」のとおり

### 3. 本提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ本提案競技に参加することができないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 本提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、本提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページ

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>契約情報>契約関係規程 INDEX

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

- (3) 本提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、本提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 福岡市内に本店または支店・営業所等の拠点を有すること。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合、または本提案競技において提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

#### 4. スケジュール

- |                              |                   |
|------------------------------|-------------------|
| (1) 募集開始                     | 令和8年1月16日(金)      |
| (2) 質問書受付開始                  | 令和8年1月20日(火)      |
| (2) 質問書締切                    | 令和8年1月27日(火) 16時  |
| (3) 質問の回答                    | 令和8年2月2日(月)       |
| (4) 参加申込                     | 令和8年2月4日(水) 16時必着 |
| (5) 企画提案書締切                  | 令和8年2月9日(月) 正午必着  |
| (6) 提案競技選定委員会(以下「選定委員会」という。) | 令和8年2月13日(金)      |
| (7) 事業者決定及び通知                | 令和8年2月19日(木) 予定   |
| (8) 契約締結                     | 令和8年2月27日(金) 以降予定 |

※ 説明会は開催しない。(質問については質問書にて受け付ける。)

※ スケジュールは都合により変更となる場合がある。

#### 5. 質疑について

本募集要項及び内容等について質問がある場合は、「提案競技質問書」(様式1)にて提出すること。

(1) 受付期限

令和8年1月27日(火) 16時まで

(2) 提出先

「14. 提出先・問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話連絡すること。

(4) 回答方法

回答は、令和8年2月2日(月)に下記の福岡市ホームページ上に掲載予定。

福岡市ホームページ > 創業・産業・ビジネス > 入札・契約・公募 >

各所管課が公募する競争入札、提案競技等

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html#002>

#### 6. 提案競技参加申込書等の提出について

(1) 提出期間

令和8年1月16日(金)から2月4日(水) 16時まで(必着)

(2) 提出先

「14. 提出先・問合せ先」のとおり

### (3) 提出方法

郵送または持参してください。

※「郵送」の場合は、特定記録または簡易書留で送付してください。ただし、2月4日(水)必着とします。

※「持参」の場合の受付時間は、平日9時～17時（最終日にあたる2月4日(水)は16時まで）とします。

### (4) 提出書類

下記①から⑨までの書類を、1部提出してください。なお、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の提出を免除します。代わりに⑩「提出書類の省略について（様式2-4）」を提出してください。

#### ① 提案競技参加申込書（様式2）

注1）共同事業体の場合は、あわせて「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体共同体協定書」を提出すること。（様式は自由）

#### ② 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可）

#### ③ 登記事項証明書

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

#### ④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

#### ⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

#### ⑥ 委任状（様式第2-1）

注1）本提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第2-1により委任状を作成して提出すること。

#### ⑦ 誓約書（様式2-2）

注1) 様式第2-2に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑧ 役員名簿（様式2-3）

注1) 様式第2-3に、代表者及び役員の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

⑩ 提出書類の省略について（様式2-4）

注1) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者は、③～⑨の代わりに提出してください。

注2) 有資格者名簿に記載されている業者番号（名簿順位1位のもの）を必ずご記入ください。

(5) 参加辞退

様式2「提案競技参加申込書」を提出した者が提案競技への参加を辞退する場合は、様式3「提案競技参加辞退届」を「14. 提出先・問合せ先」のメールアドレスへ提出すること。また、辞退届を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

## 7. 提案書の提出について

(1) 提出期間

令和8年2月9日（月）正午まで（必着）

(2) 提出先

「14. 提出先・問合せ先」のとおり

(3) 提出書類

① 提案書【正本1部、副本8部 及び電子データ】

・ 正本（1部）には、事業者名を記載してください。

・ 副本（8部）には、全般にわたって参加者名（企業名）がわかるような記述を一切しないようにしてください。

- ・電子データのファイル形式はPDFとしてください。
- ・提案者は、「業務委託仕様書」（資料1）の内容を十分に踏まえた上で、評価項目（資料2）を参考に、本作成要領に従い提案書を作成してください。
- ・専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確なものとしてください。
- ・10ページ以内（表紙、目次を除く。）とし、書式自由、A4 横向き、横書き、上部2か所綴じとしてください。
- ・表紙の次のページは目次とし、表紙及び目次を除き、ページ番号を一連で付してください。
- ・「業務委託仕様書」（資料1）を参考に、実施内容、実施体制（本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図）、スケジュール等を記載してください。
- ・【提案項目】

①	表紙
②	事業目的を踏まえた運営方針、事業計画
③	体制・人員配置
④	相談業務
⑤	理解促進(講座・啓発事業)
⑥	情報発信・視察対応
⑦	共生の取組み
⑧	若年性認知症支援
⑨	福岡オレンジパートナーズ支援及びオレンジ人材バンク運営支援
⑩	実績・リスク管理・まとめ

② 見積書（本業務期間内に要する経費）【正本1部、副本8部】

- ・正本（1部）には、事業者名を記載してください。
- ・副本（8部）には、全般にわたって参加者名（企業名）がわかるような記述を一切しないようにしてください。
- ・枚数制限なし、A4 横書きとしてください（様式自由）。
- ・本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とするとともに、「2. 本業務委託の概要（3）総事業費」に留意してください。
- ・経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載してください。

③ 同種または類似業務の実績表（様式4）【1部】

- ・国や地方自治体において、本業務委託と同種または類似業務（認知症に関する相談交流事業など）の実績があれば、必要事項を記入して提出してください。

ただし、実績の記載は最大 10 件とします。

※なお、最優秀提案者になった場合は、実績が確認できる契約書等の提出を求められることがあります。

#### (4) 提出方法

提出書類の原本を郵送または持参し、いずれにおいてもデータを電子メールにて提出すること。なお、電子メールでデータを送付した後に電話連絡し、受信の確認を受けること。

※「郵送」の場合は、特定記録または簡易書留で送付してください。ただし、2月9日(月)必着とします。

※「持参」の場合の受付時間は、平日9時～17時（最終日にあたる2月9日(月)は正午まで）とします。

#### (5) その他

- ・ 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ・ 提出期限までに提出がなかった場合は、本提案競技への参加を辞退したものとみなします。
- ・ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。
- ・ 提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

## 8. 提案内容の審査

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定する選定委員会を設置し、下記のとおり実施します。

なお、本提案競技に参加する者が1者であった場合でも、選定委員会を開催し、本提案競技の審査及び事業者選定は実施するものとします。

#### (1) 提案競技選定委員会

〔日時〕 令和8年2月13日(金)

〔場所〕 福岡市役所 502会議室(中央区天神1丁目8番1号 議会棟5階)

〔内容〕 プレゼンテーション15分、質疑10分程度(1者につき25分程度)

※出席者は1者2人まで(複数の者で共同提案を行う場合も同じ)

※開始時間は、選定委員会参加者ごとに別途通知します。

※プレゼンテーション時間の延長は行いません。

※夕方頃を予定しています。

#### (2) 審査内容

- ① 選定委員会において、「評価項目」(資料2)に基づき総合的に審査し、最も優秀と認められる事業者を選定します。

② 選定委員会の全委員の平均評価点が66点未満（110点満点）の場合は選定しないものとしします。

(3) 選考結果

令和8年2月19日（木）までに電子メールにて通知するとともに、市ホームページにおいて最優秀提案者を公表します。なお、電話による結果の問い合わせはお受けできません。

## 9. 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するもので、本提案競技において審査を行う以外の目的で、提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、審査の事務に必要な場合は、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

## 10. 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

## 11. 契約

選定委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

## 12. その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとしします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締

結の際、契約交渉者との協議のうえ変更することがあります。

### 13. 添付資料

#### [資料]

資料1 業務委託仕様書

資料2 評価項目

#### [様式]

様式1 提案競技質問書

様式2 提案競技参加申込書

様式2-1 委任状

様式2-2 誓約書

様式2-3 役員名簿

様式2-4 提出書類の省略について

様式3 提案競技参加辞退届

様式4 同種または類似業務の実績表

### 14. 提出先・問合せ先

福岡市福祉局ユマニチュード推進部認知症支援課担当：水浦、梅野

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所12階

電子メール：ninch-shien.PWB@city.fukuoka.lg.jp

電話番号：092-711-4891